

「快眠ふくいキャンペーン」企画運営業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「快眠ふくいキャンペーン」企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日

3 事業目的

働き盛り世代等を対象に、十分な睡眠の量（睡眠時間）および質（休養感）の確保に向けた普及啓発キャンペーンを実施し、睡眠に関する知識を身につけ良い睡眠を取るための生活を実践してもらうことにより、県民の睡眠習慣の改善および健康意識の醸成を図る。

キャンペーン期間：令和7年9月～令和7年11月の3か月間（準備・周知期間を除く）

メインターゲット：福井県内の働き盛り世代

※ただし、幅広い年代の生活改善が期待されるため、参加者はメインターゲットに限らない（対象は福井県に在住または通勤・通学している小学生以上の者）

・業務を進めるに当たっては、県の「第5次元気な福井の健康づくり応援計画」および厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」に沿ったものとする。

○第5次元気な福井の健康づくり応援計画（睡眠に関して、P63～P64を参照）

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/016250/kenkou-zukuri/kenkoudukurikeikau_d/fil/02.pdf

○健康づくりのための睡眠ガイド2023

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/suimin/index.html

4 キャンペーン概要

キャンペーンは、家族や同僚等のチームで参加するものとし、質の良い睡眠のための生活習慣（以下、「優良生活習慣」という。）を2週間継続し、実績報告を行ったチームを対象に、抽選で景品があたるキャンペーンとする。

・「優良生活習慣」は、以下のような生活習慣を指し、朝・日中・夜の3区分の中で1つ以上取り組んでもらうものとする。各項目については、適切な根拠に基づき、企画提案の中でアレンジしてもらうことも可能とする。

朝：①朝食を摂る

②起床時にカーテンを開ける

③決まった時間に起きる

日中：④1日5,000歩以上歩く

⑤カフェインを控える

⑥昼食をしっかり、夕食を軽めに

- 夜：⑦国の推奨睡眠時間をとる（小学生 9～12 時間、中高生 8～10 時間、成人 6 時間以上、高齢者 8 時間以内）
- ⑧寝室でスマホやタブレットを使用しない
- ⑨アルコールを控える

（想定）スケジュール

8 月上旬	委託契約締結
9 月 3 日（睡眠の日） ～11 月 3 日	キャンペーン開始・周知、参加申込受付
11 月 4 日～	実績集計
12 月	当選者に連絡・賞品発送、アンケート集計分析
1 月	委託事業に係る実績報告提出

5 業務内容 ※下線は特に重要視する事項

県と協議の上、以下に掲げる業務を行うこと。

（1）キャンペーンの企画運営

キャンペーン参加者の受付や参加者情報の管理など、キャンペーン事務局業務を行うこと。

①参加申込および実績報告の受付・管理

- ・多くの県民が参加しやすい参加申込、実績報告方法とすること。
- ・参加者自身が参加申込内容（取組内容）を随時、確認できる仕組みを取り入れること。
- ・参加申込および実績報告に関するデータベースを作成し管理すること。
- ・定期的に県へ参加申込および実績報告状況を報告すること。
- ・目標達成したチームを取りまとめた上で、県へ報告すること。

②エピソードの収集・選択

- ・キャンペーンを通して睡眠の改善を実感したり、睡眠をとるために工夫したりしたエピソードを収集し、県が県民へ広報できる優れたエピソードを選択すること。

③キャンペーン賞品の選定・準備

- ・受託者にて、キャンペーン参加者に提供する賞品について、睡眠の関連グッズを約 100 名分用意すること。
- ・賞品の種別については、キャンペーン参加への関心を高めることや、睡眠への意識を高めるものを選定し、その内容についてあらかじめ県と協議をすること。
- ・受託者が用意する約 100 名分の賞品のほか、県が賞品を用意する予定であり、その内容については、賞品選定の協議の際に、県から受託者に伝達する。

④抽選実施、当選者への賞品発送

- ・実績報告で目標達成を確認できた者の中から抽選を行い、当選者を抽出すること。
- ・②で選択したエピソードを回答者についても、賞品を提供すること。
- ・送付先不明等、受託者の責めに帰すべき理由なく、返送されるなど賞品を発送できなかった場合は、県と対応を協議すること。

⑤問い合わせ対応

- ・事務局を設置し、県民からの問い合わせ対応すること。

- ・受託者において回答が困難な問い合わせがあった場合には、県に協議を行うこと。

(2) キャンペーン広報

- 「4 キャンペーン概要」記載の「質の良い睡眠のための生活習慣」を定め、より多くの参加者を集められるよう努めることで、2,400 名以上の参加者を集めること。
- ・県民に十分な周知が可能な効果的な広報を提案・実施することとし、提案の際には、期待される効果に対するエビデンスも可能な限り提示すること。
- ・県の「ふくい健康づくり応援サイト」（別途県が指定する URL）への誘導を行うこととし、どの広告から遷移したのか集計できるようにすること。
- ・誘導元を確認するにあたり、「ふくい健康づくり応援サイト」に広告のタグコードを埋め込む方法をとるときは、同サイトの運営委託先との調整が必要となるため、留意すること（その費用等を企画提案に組み入れる場合は、県にサイト運営委託先を確認すること。）
- ・キャンペーンの参加前後において、参加者が睡眠状態をチェックし、変化を実感する機会を設けること。
- ・県が実施する「はぴウォーク 2025」ウォーキングキャンペーンと連携を図り、参加者の確保につなげること。
- ・広報資材など作成した成果物の権利は、県に帰属する。

(3) 参加者アンケートの実施

参加者アンケートの作成、集計、分析を行うこと。

- ・参加者からの実績報告にあわせ、参加者アンケートを実施すること。
- ・アンケート項目については、県と協議すること。
- ・アンケートでは、キャンペーン実施前後における生活や心身の状況変化を調査する。調査の結果を集計（年代・男女別）し、分析結果および回答結果一覧を報告書として取りまとめること。なお、報告書はグラフ、表、コメント等により分かりやすい構成とし、データで県に提出すること。

6 業務実施体制

本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること。また、事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること。

7 計画書

受託者は、県に対し、事業着手前に事業計画を提出すること。

8 報告書（成果物）

受託者は、県に対し、事業終了後に実績報告を提出すること。

9 その他

- ・この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

- ・ 本業務に関して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 本調査業務により生じた著作権その他これらに類する諸権利は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく成果品を第三者に公表または提供してはならない。